

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ
○随意契約の相手方の決定	(秘書課) 353
○救急病院である旨の告示	(医療課) 〃
○保安林の皆伐面積の限度	(森の保全推進課) 〃
○道路の区域変更	(中丹西土木事務所) 354

公告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 355

○一般競争入札の実施	(水産課) 356
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所) 360
○一般競争入札の実施	(流域下水道事務所) 〃

正誤	
○令和3年3月30日付け京都府公報号外第14号中	364
○令和3年4月1日付け京都府公報号外第18号中	〃
○令和3年5月21日付け京都府公報第209号中	365

告示

京都府告示第319号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年6月1日

京都府知事 西脇 隆俊

- 委託業務の名称
京都府公館の保守管理業務
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府秘書課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日
令和3年4月1日
- 契約の相手方の名称及び住所
創
代表者 公益財団法人京都文化財団
京都市中京区高倉通三条上る東片町623番地の1
- 契約金額

30,461,000円

6 契約の方法

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

京都府告示第320号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年6月1日

京都府知事 西脇 隆俊

名称	所在地	認定年月日	認定期限
医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院	宇治市横島町石橋145	令 3. 5. 31	令 6. 5. 30

京都府告示第321号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地区名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林
木津地区	木津川市及び相楽郡一円	96.10 ^{ha}	190.14 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇治・田辺地区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.76	58.47	3.44
京都地区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	779.42	114.72	3.60
亀岡・園部地区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	179.14	253.29	-
丹波地区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	496.94	131.96	2.76
淀川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	463.78	95.02	-
由良川上流地区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。））及び南丹市（美山町に限る。）	1,034.62	162.88	-
綾部地区	綾部市	460.71	140.79	12.92
由良川中流地区	福知山市	331.94	161.08	15.58
舞鶴地区	舞鶴市	155.06	159.36	16.84
宮津地区	宮津市及び与謝郡一円	417.81	129.03	1.50
峰山地区	京丹後市	506.06	159.80	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地区名	区 域	許容限度面積
京都府地区	京都府の全域	339.49 ^{ha}

京都府告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年6月1日から令和3年6月15日まで縦覧に供する。

令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 山東大江線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市宇天座小字下山1694の3から	前	最小 3.7 ^m	158.8 ^m
		最大 8.7	
福知山市宇天座小字勝桑365の5（右）まで	後	最小 6.5	
		最大 17.6	

4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 橘 正喜
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番地の1
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか19業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか18業者	令和3年6月23日 ほか	小売業を行う者の退店及び出店並びに名称変更のため

- (2) 届出年月日
令和3年5月13日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和3年6月1日から令和3年10月1日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社N T T西日本アセット・プランニング
大阪府中央区今橋二丁目5番8号
代表取締役 松本 順一

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドマート伊勢田店
宇治市伊勢田町名木二丁目1番地209
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社N T T西日本アセット・プランニング 大阪府中央区今橋二丁目5番8号 代表取締役 永見 信之	株式会社N T T西日本アセット・プランニング 大阪府中央区今橋二丁目5番8号 代表取締役 松本 順一	平成30年6月13日	大規模小売店舗を設置する法人の代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和3年5月13日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和3年6月1日から令和3年10月1日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか22業者	令和3年4月1日	小売業を行う者の名称変更のため

- (2) 届出年月日
令和3年5月13日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間

令和3年6月1日から令和3年10月1日まで
 (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
 代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アル・プラザ木津
 木津川市相楽城西15番地
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか14業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	令和3. 8. 1 ほか	小売業を行う者の出店及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
 令和3年5月13日
- (3) 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
 令和3年6月1日から令和3年10月1日まで
- (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社カインズ
 代表取締役 高家 正行
 本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
 代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ガーデンモール木津川
 木津川市州見台一丁目1番ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	株式会社カインズ 本庄市早稲田の杜一丁	株式会社カインズ 本庄市早稲田の杜一丁	平31. 3. 1	大規模小売店舗を設置する法人の代表者の変更のため

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	目2番1号代表取締役 土屋 裕雅 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣	目2番1号代表取締役 高家 正行 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか17業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか20業者	31. 3. 1 ほか	小売業を行う者の出店及び住所並びに代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
 令和3年5月13日
- (3) 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
 令和3年6月1日から令和3年10月1日まで
- (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
 なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年6月1日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
 京都府海洋調査船建造工事 一式
 - (2) 業務の仕様等
 入札説明書及び仕様書のとおり（京都府ホームページに掲載）
 - (3) 契約期間
 京都府議会の議決を得た日から令和4年12月23日まで
 - (4) 納入場所
 契約担当者が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部水産課

電話番号 (075) 414-4992

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月16日(水)までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府農林水産部水産課ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/118/index.html>) からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配付又は郵送を希望する場合は、アの期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日(申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ この入札に係る船舶を建造するために必要な船台を現に有しない者

オ 国内総トン数180トン以上の鋼製船舶の建造実績を証明することができない者

カ 次の(ア)、(イ)いずれもの建造実績を証明することができない者

(ア) 国又は地方公共団体の漁業に関する調査、研究、観測又は実習を目的とした鋼製船舶

(イ) 国内総トン数135トン以上の鋼製漁船

キ 建造された船舶に関する保守点検、修理、部品供給等について、その体制が十分整備されており、迅速かつ円滑に対応が可能であることが証明できない者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

- (2) 申請書の提出期限等

ア 提出期限

令和3年6月16日(水)

なお、上記期限以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査が間に合わないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に2の(1)の場所に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で4の(2)のアの提出期限までに必着のこと。

- (3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 取引使用印鑑届

キ 造船設備調書

ク 建造実績調書

ケ 3の(3)のキからケに該当しないことを証する書類

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出等

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府海洋調査船建造工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和4年3月31日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の(1)及び(3)のア、ク及びケに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、

配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び3の(3)のアからケまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和3年7月13日（火）午後2時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第2号館4階農林水産部会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限
令和3年7月12日(月)

(イ) 提出先
2の(1)に同じ。

(ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は、認めない。

(3) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札

カ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法
京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

11 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

13 その他

(1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fishery test vessel: 1 set
- (2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification:
From 9:00 AM on Tuesday, June 1, 2021 to 5:00 PM on Wednesday, June 16, 2021
- (3) The time, date and place for the submission of tender:
2:00 PM on Tuesday, July 13, 2021
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan
- (4) Deadline for tender:
2:00 PM on Monday, July 12, 2021
- (5) Contact point for the notice:
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries,
Kyoto Prefectural Government, Fisheries Division
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-4992

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前60の一部
（関連区域）
乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前60の3の一部、
60の4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
乙訓郡大山崎町字円明寺小字下金蔵4
齊藤 高子



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和3年6月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
 - ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））（予定数量1,100トン）
（処分 流3洛西第13号のA-3、収集運搬流3洛西第12-01号のB-3）
 - イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量5,000トン）
（処分 流3洛南第13号のA-3、収集運搬流3洛南第12-01号のB-3）
 - ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量2,100トン）
（処分 流3洛南第13号のA-4、収集運搬流3洛南第12-01号のB-4）
 - エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その3）（予定数量500トン）
（処分 流3洛南第13号のA-5、収集運搬流3洛南第12-01号のB-5）
 - オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その1）（予定数量1,000トン）

- （処分 流3洛南第13号のA-8、収集運搬流3洛南第12-01号のB-8）
- カ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その2）（予定数量600トン）
（処分 流3洛南第13号のA-9、収集運搬流3洛南第12-01号のB-9）
- キ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その3）（予定数量500トン）
（処分 流3洛南第13号のA-10、収集運搬流3洛南第12-01号のB-10）
- ク 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量1,000トン）
（処分 流3宮津第13号のA-1、収集運搬流3宮津第12-01号のB-1）
- ケ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量700トン）
（処分 流3宮津第13号のA-2、収集運搬流3宮津第12-01号のB-2）
- コ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量2,500トン）
（処分 流3上流第13号のA-3、収集運搬流3上流第12-01号のB-3）
- サ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量600トン）
（処分 流3上流第13号のA-4、収集運搬流3上流第12-01号のB-4）
- シ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その3）（予定数量500トン）
（処分 流3上流第13号のA-5、収集運搬流3上流第12-01号のB-5）
- ス 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その4）（予定数量500トン）
（処分 流3上流第13号のA-6、収集運搬流3上流第12-01号のB-6）
- (2) 業務の仕様
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和4年10月31日までとする。ただし、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとする。
なお、契約日から令和3年9月30日までを業務開始準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」）

という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付期間等
ア 交付期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月23日(水)まで

- イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を1社で行うもの(以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て(グループ業者にあつては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。)満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和3年京都府告示第1号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成23年度以降に下水汚泥を有効利用(緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用)により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

- (4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成23年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 自動車による収集運搬を行う場合にあっては、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を5台以上有する者であること。

- (5) グループ業者の要件

構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

- 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

令和3年6月1日(火)から令和3年6月23日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)とする。

- (2) 提出場所

2の(1)に同じ。

- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

- (4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知する。

- (5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(3)のイ及び3の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年6月11日(金)午後5時15分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務

令和3年7月13日(火)午前9時40分

(イ) 1の(1)のイの業務

令和3年7月13日(火)午前10時

(ウ) 1の(1)のウの業務

令和3年7月13日(火)午前10時20分

(エ) 1の(1)のエの業務

令和3年7月13日(火)午前10時40分

(オ) 1の(1)のオの業務

令和3年7月13日(火)午前11時

(カ) 1の(1)のカの業務

令和3年7月13日(火)午前11時20分

(キ) 1の(1)のキの業務

令和3年7月13日(火)午前11時40分

(ク) 1の(1)のクの業務

令和3年7月13日(火)午後1時20分

(ケ) 1の(1)のケの業務

令和3年7月13日(火)午後1時40分

(コ) 1の(1)のコの業務

令和3年7月13日(火)午後2時

(サ) 1の(1)のサの業務

令和3年7月13日(火)午後2時20分

(シ) 1の(1)のシの業務

令和3年7月13日(火)午後2時40分

(ス) 1の(1)のスの業務

令和3年7月13日(火)午後3時

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和3年7月12日(月)午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札

説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることにはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚

- 偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

- ア 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- イ 次表掲載の業務については、開札順欄の番号順に開札及び落札決定を行うものとし、表単位で1事業者1件に落札を制限する。このため、表単位でいずれかの案件の落札者となった者は、当該表中の他の案件について落札者となることはできない。（処分業者に限り、単体業者又はグループ業者の別を問わない。）

表A

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のイ	処分：流3洛南第13号のA-3 収集：流3洛南第12-01号のB-3
2	1の(1)のウ	処分：流3洛南第13号のA-4 収集：流3洛南第12-01号のB-4
3	1の(1)のエ	処分：流3洛南第13号のA-5 収集：流3洛南第12-01号のB-5

表B

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のオ	処分：流3洛南第13号のA-8 収集：流3洛南第12-01号のB-8
2	1の(1)のカ	処分：流3洛南第13号のA-9 収集：流3洛南第12-01号のB-9
3	1の(1)のキ	処分：流3洛南第13号のA-10 収集：流3洛南第12-01号のB-10

表C

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のク	処分：流3宮津第13号のA-1 収集：流3宮津第12-01号のB-1
2	1の(1)のケ	処分：流3宮津第13号のA-2 収集：流3宮津第12-01号のB-2

表D

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のコ	処分：流3上流第13号のA-3 収集：流3上流第12-01号のB-3
2	1の(1)のサ	処分：流3上流第13号のA-4 収集：流3上流第12-01号のB-4
3	1の(1)のシ	処分：流3上流第13号のA-5 収集：流3上流第12-01号のB-5
4	1の(1)のス	処分：流3上流第13号のA-6 収集：流3上流第12-01号のB-6

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他
 - (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
 - (4) 令和4年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

13 Summary

- (1) Content of service:
 - a. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakusai Wastewater Treatment Plant
 - b. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - c. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - d. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - e. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - f. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - g. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
 - h. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
 - i. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
 - j. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
 - k. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
 - l. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
 - m. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant

(2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 AM to 4:00 PM on Tuesday, June 1, 2021 and from 9:00 AM to 4:00 PM on Wednesday, June 23, 2021

(3) The time, date and place for tenders:

- a. 9:40 AM on Tuesday, July 13, 2021
- b. 10:00 AM on Tuesday, July 13, 2021
- c. 10:20 AM on Tuesday, July 13, 2021
- d. 10:40 AM on Tuesday, July 13, 2021
- e. 11:00 AM on Tuesday, July 13, 2021
- f. 11:20 AM on Tuesday, July 13, 2021
- g. 11:40 AM on Tuesday, July 13, 2021

- h. 1:20 PM on Tuesday, July 13, 2021
 - i. 1:40 PM on Tuesday, July 13, 2021
 - j. 2:00 PM on Tuesday, July 13, 2021
 - k. 2:20 PM on Tuesday, July 13, 2021
 - l. 2:40 PM on Tuesday, July 13, 2021
 - m. 3:00 PM on Tuesday, July 13, 2021
- Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto
617-0836, Japan
TEL: (075) 954-1877
- (4) Deadline for tender by direct delivery or mail:
5:00 PM on Monday, July 12, 2021
- (5) Contact point for the notice:
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto
617-0836, Japan
TEL: (075) 954-1877
FAX: (075) 955-2224

正 誤

令和3年3月30日付け京都府公報号外第14号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
10	下から11	同項2 社会教育	同項2 社会教育主事
	下から10	社会教育	社会教育主事
	下から4	社会教育を1 社会教育	社会教育主事を1 社会教育主事



令和3年4月1日付け京都府公報号外第18号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
12	右	下から19	0 指導	1 指導
		下から13	1 情報公開	2 情報公開
		下から8	2 個人情報保護	3 個人情報保護



令和3年5月21日付け京都府公報第209号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
324	下から12	八幡市八幡澤1の一部	八幡市八幡澤1の一部、2の一部